

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（C日程・2月17日分）

試験科目：民事訴訟法

1. 出題趣旨

当事者能力のない者を誤って当事者として言い渡された判決の効力については、当事者能力の意義を踏まえながら、当事者能力の欠缺が再審事由とされていないこととの関係も踏まえて議論することが望まれた。

第三者の訴訟担当については、その意義と種類、担当者が当事者となった判決が被担当者に及ぶこととの関係で被担当者の手続保障の問題や任意的訴訟担当をめぐる問題に言及することが期待された。

適時提出主義は、旧法下の随時提出主義による訴訟遅延の解決策として、新しい争点及び証拠の整理手続の導入とともに考え出されたものであることを正確に記述することが期待された。

2. 採点実感

当事者能力のない者を当事者とした確定判決の効力については、その事案限りにおいて当事者能力を認めるという通説と無効であるという新堂説の対立があることをほとんどの受験者が知らなかった。

第三者の訴訟担当についても、正確に理解していないことがうかがわれる答案が大半であった。

適時提出主義の意義を正確に理解できていた者は少数にとどまった。

3. 学習方法

とにかく基本書を数回通読し、基本的な手続の構造と概念について正確に理解することから始めてほしい。

また判例百選に掲載されている判例については、その判断の基礎にある事実関係も含めて十分に理解するようにしてほしい。